
令和元年 第97回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 5 日）

令和元年12月17日（火曜日）

議事日程（第 5 号）

令和元年12月17日 午前 9 時開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議案第 105号 令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 議案第 106号 令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 4 議案第 107号 令和元年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 5 議案第 108号 令和元年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 議案第 109号 令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 7 議案第 110号 令和元年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 8 議案第 111号 令和元年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議案第 112号 令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第10 議案第 113号 令和元年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第11 議案第 114号 令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第12 議案第 116号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第13 議案第 117号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第 118号 令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第15 意見書案第 6 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第16 意見書案第 7 号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について
- 日程第17 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第18 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第105号 令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第106号 令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第107号 令和元年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第108号 令和元年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第109号 令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第110号 令和元年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第111号 令和元年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第112号 令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第113号 令和元年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第114号 令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第116号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第13 議案第117号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 追加日程第1 議案第118号 令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の訂正について
- 日程第14 議案第118号 令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 意見書案第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第16 意見書案第7号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について
- 日程第17 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第18 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員（16名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 池田宜広君 | 2番 平澤剛太君 |
| 3番 河越忠志君 | 4番 重本静男君 |
| 5番 浜田直子君 | 6番 森田善幸君 |

7番 太田 昭宏君	8番 竹内 敬一郎君
9番 阪本 晴良君	10番 岩本 修作君
11番 中村 茂君	12番 宮本 泰男君
13番 中井 次郎君	14番 谷口 功君
15番 小林 俊之君	16番 中井 勝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	仲村 祐子君	書記	東 康次郎君
----	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村 銀三君	副町長	田中 孝幸君
教育長	西村 松代君	温泉総合支所長	太田 信明君
牧場公園園長	藤本 喜龍君	総務課長	井上 弘君
企画課長	岩垣 廣一君	税務課長	長谷阪 仁志君
町民安全課長	西村 徹君	健康福祉課長	中田 剛志君
商工観光課長	水田 賢治君	農林水産課長	松岡 清和君
建設課長	山本 輝之君	上下水道課長	北村 誠君
町参事	土江 克彦君	浜坂病院事務長	吉野 松樹君
介護老人保健施設ささゆり事務長	宇野 喜代美君	会計管理者	仲村 秀幸君
こども教育課長	長谷阪 治君	生涯教育課長	川夏 晴夫君
調整担当	谷 渕 朝子君	代表監査委員	川崎 雅洋君

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第97回新温泉町議会定例会5日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は、条例の制定並びに令和元年度一般会計及び特別会計・公営企業会計補正予算などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別な御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられますよう望みまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） おはようございます。定例会 5 日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年の瀬の極めて御多忙な中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会は、一般会計、特別会計 5 件、企業会計 4 件に係る補正予算の審議、また、追加議案として条例案 1 件、事件案 1 件、補正予算案 1 件につきまして御審議をお願いしたく存じます。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しておりますので、第 97 回新温泉町議会定例会 5 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第 1、諸報告に入ります。

総務産建常任委員会が 12 月 16 日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

中村委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、総務産建常任委員会の報告を行います。

令和元年 12 月 16 日 14 時 30 分から総務産建常任委員会を開催いたしました。内容は、同日委員会付託となった議案第 98 号、新温泉町ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について、この案件を閉会中の継続審査とするための協議でありました。審議の結果、全員異議なしで承認となり、議長宛てに閉会中の継続審査を申し出ることになりました。なお、同付託案件につきましては、令和 2 年 1 月 22 日開催予定の委員会で審査することにしております。

以上、総務産建常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 中村委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第 2 議案第 105 号

○議長（中井 勝君） 日程第 2、議案第 105 号、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和元年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は歳出、歳入、総括、全て一括でお願いをします。それでは、質疑をお願いします。

8番、竹内敬一郎君。

○議員（8番 竹内敬一郎君） 予算書の7ページ、交通安全対策事業費について質問いたします。

高齢者運転免許自主返納支援事業でありますけれども、これこのたび26人分を増加で見込んでおりますけれども、平成29年36名、平成30年47名、ことし大幅に26名増加見込んでるわけですけれども、そもそも当初は多分40人の見込みだったと思うんですが、年々ふえてきてるのになぜことしは大体昨年よりも人数が減ったのか、この要因を初めお聞きしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 40名ということで当初想定をしておりましたのは、予算編成時期が一定年度末ぎりぎりということではございませんので、この3月まで集計したものが47名ということでしたので、その時期的なずれということで40名というふうに思っております。

○議長（中井 勝君） 8番、竹内敬一郎君。

○議員（8番 竹内敬一郎君） この返納者に対する特典なんですけれども、全但バスの路線バスはこの証明書を提示すれば半額になるというのを承知しておりますけれども、そのほかに優遇される措置がありましたら、具体的に教えてください。

○議長（中井 勝君） 西村課長。

○町民安全課長（西村 徹君） あとは施設の利用の特典ということで、例えばフレッシュパークゆむら、七釜温泉ゆーらく館、薬師湯、ユートピア、レクリエーションセンター等で入浴料が減免されるというふうな特典を持っております。

○議長（中井 勝君） 8番、竹内敬一郎君。

○議員（8番 竹内敬一郎君） その減免されるのは幾らかというのをちょっとお聞きします。

○議長（中井 勝君） 西村課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 例えばフレッシュパークゆむらでありますと、通常料金550円が440円、七釜温泉ゆーらく館500円が400円、薬師湯500円が420円というような、例を挙げますとそういった減免になっております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 11ページの民生費、3目認定こども園費、13節委託料、浜坂認定こども園不動産鑑定委託料について質問します。

この浜坂認定こども園、建ってから40年余り経過しているわけですけど、そのほか新温泉町には、大庭、ゆめっこ認定こども園があります。大雨洪水警報が出たときにどういう対応をそれぞれの園がされているかということをお聞きしたいと思うんですが、登園時以前にこういった警報が発令された場合と、登園後に発令された場合とちょっと別々にお答え願いたいと思います。

それから、現在の浜坂認定こども園、先ほど申しましたように40年の歴史があって、わかる範囲で結構ですけど、今に至るまで保護者の方とか、あるいは議会からこの立地が危険だとか、移転してほしいとか、特別な対処が必要だという声が上がったかどうかお尋ねします。

それと、保護者アンケートについてお尋ねしますが、6割の保護者が現在地周辺を希望しているという結果であったと聞いておりますが、このアンケートをするに当たって、教育委員会の事務局や検討委員会が主導したということはないのかお尋ねします。

とりあえず、そこまで。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 警報が出た場合なんですけれども、登園前であれば、警報が出た時点でもう登園しないという指示を出します。そして、登園後に出た場合なんですけれども、その時点で保護者の迎えをお願いをしています。無理な場合は園のほうで預かるというか、そういった形の対応をしております。

それから、2つ目の移転についての保護者等からもいろんな希望と申しますか、園舎が古くなっているからというようなことは聞いておりますし、移転についてのこと、アンケートでもわかるような形だと思っておりますけれども、早く園舎の建てかえをお願いしたいというようなことは聞いております。アンケートの件ですけれども、事務局が主導したという形ではなくて、保護者会長さんというか、保護者のほうでとりたいたいということいただいた結果、保護者会が中心となってされたアンケートになっております。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 浜坂認定だけではなしに、大庭、ゆめっこの対応も聞いたわけですが、もう一度お尋ねしますが、同様の対応をとられているのでしょうか。

それから、例えば今そういった警報が発令された場合、過去に浜坂認定こども園において、子供の保護者の迎えが遅くなって保育園の先生と待ってる子供さんが周囲が冠水した状態に園になったとか、それから、先生と子供が別の場所に避難したというような事例が過去にあったかどうかお尋ねします。

それと、先ほど2問目の質問をちょっと私が言い方が悪かったかもしれませんが、この移転問題が始まるまでの前町長時代までにおいて、保護者の方や議会からよく遊水地

だから早急に移転すべきとか、避難とかの特別な対処が必要だというような声が過去に上がったことがあるか、ちょっとそこの辺をお尋ねします。

それから……。以上、ちょっと答えてください。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） まず、1つ目の警報が出たときの関係でございます。公立3園、ゆめっこ、大庭、浜坂認定こども園、3園とも警報が出れば保護者に迎えに来ていただくということになっておりますし、登園以前であれば休園ということにしております。あと、警報等が出たにもかかわらず迎えが遅くなって冠水とか危険な状態があったかということですが、そういうことはなかったと思っております。あと、保護者や議会のほうで移転とか避難、危険だから移転とか避難とかいうことについては、私が知る限りではそういうことは聞いておりません。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） ということは町立の3園ありますが、大雨が来たときは同じような対応をしていると、差異はないということですね。

それと、あと浜坂認定こども園の改築については、今後順調にいつ令和4年度に開園というふうに聞いてましたが、ちょっとそれを4年度に開園できるのかどうか、それから、もし補正予算の土地鑑定料が否決された場合、その時点からどのくらい延期されるのかお尋ねします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 鑑定料が可決をしていただいて、そのまま進めるとなった場合ですが、いろんな農振の解除であったり、農地転用であったりということもございます。順調にいつ令和4年度の4月からと思っておりますし、今回の補正予算がお認めいただければ、また場所の選定とか、そういうことからまたかかっていかなければならないということがございますので、1年ぐらいはちょっとおくれしていくのではないかなと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 7ページの総務管理費、5目企画費の13節委託料についてお伺いします。

設計監理委託料として、奥八田交流施設企画設計ということで説明をいただいております。12月10日の総務産建常任委員会の資料の中で、現在の状況、アドバイザー決定というふうに記載されてますが、このアドバイザーに関しては既に決定されてますので、当初の予算に入ってる中でこの事業にかかわっていただいているのかの確認と、それから、どなたがされるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 7ページの企画費の中の奥八田交流施設の企画設計の関連

でございます。アドバイザーの事業でございますけれども、当初の予算に計上しているものでございます。誰がということでございますけれども、兵庫県の地域再生アドバイザーをしております浅見雅之さんになっていただいております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 浅見さんといいますと、以前から各集落の中で集落支援の関係の事業にかかわってこられた方だったと記憶してるんですが、今回長年の懸案であった奥八田地区の要望事業がこういう形で前に進むということで、地域とよく確認されながらいい方向で進めていただきたいと思います。従前からのアドバイザーっていうことでよろしいですかね、その確認だけさせてください。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 平成29年、おとどしになりますけれども、地域運営組織の研究事業ということで講演をしていただいております。全町域ということで、各集落の区長さん、町内会長さん、あるいはその他団体の役員さんを中心に、浜坂の多目的あるいは温泉地域の夢ホールでまずこういった講演をしていただいた方でございます。その流れに沿いまして、今回、奥八田で地域運営組織に係るアドバイザーとして来ていただいとるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） 今回の補正で育休の職員がそれぞれ9ページの社会福祉総務費、それから老人福祉費、それから次の11ページの保健衛生総務費の3つの目で説明がありましたけれども、この中にはいずれも賃金の項目がありませんけれども、これで職員っていいですか、住民サービスの低下には、職員が休んだままでするので、そういう部分ではどういうふうになっとるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 9ページの社会福祉総務費の育児休暇の分については、すこやか～にの健康推進係の分であります。業務的には今いる保健師の中で業務分担をしながら対応しているということでもありますし、同じく老人福祉費につきましても、包括支援センターの分でもありますけども、それについても今ある職員の中で分担しながら対応したり、臨時職員の方もいらっしゃいますので、その中で対応しているということでもあります。

11ページの保健福祉総務費の分ですけども、これについても今ある職員の中で対応してるという状況であります。以上です。

○議長（中井 勝君） サービスは低下していないかという、対応はしているんですけど。

はい、中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 業務的に職員にしわ寄せが行きてる部分はあるんです

けども、サービス低下にならないように努めております。

○議長（中井 勝君） 9番、いいですか。

そのほか。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 所管外の部分ですが。失礼しました。塵芥処理費、12ページであります。手数料87万2,000円の増額になっておるんですが、説明では鹿、イノシシの運搬と聞きました。改めてどっからどこへの運搬なのかということを知りたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 本件につきましては、糸城にそういった死体の処理の集積する場所がございますので、そちらのほうに業者委託の業者から搬入をいただきまして、そこから猪名川霊園のほうに処理をするということの手数料でございます。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 本町に有害処理施設ができました。そういう中では今後発生するこういう事案は、ほぼ有害処理施設で対応できるかどうかということを知りたいと思いますし、先ほどの何頭、どういう単価でこのような金額になったかということもあわせて知りたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（中井 勝君） 対応を先にできるか。

松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 有害処理施設での対応ということで、事前に町民安全課とも協議をする中で、やはりペットフードに使用しているということがありますので、好ましくないということで受け入れはできないという判断を現在のところはしております。以上です。

○議長（中井 勝君） 単価。

西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 単価につきましては、町の例規の中で定めた額でございまして、積算につきましては、猪名川での処理という中での積算を考慮して設定をしているところでございます。

○議長（中井 勝君） 具体的に単価が幾らというのは。キロ。

はい、西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 単価が2万6,400円でございます。消費税含めた額でございます。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 1頭当たり2万6,400円、非常に高額な単価だと思いますが、何とか物によっては有害鳥獣施設で対応できる部分もあるのではないかと、そんな気がします。ぜひ処理できる方法を考えてほしいなど、そういう観点からの質問で

あります。今後その努力をしてほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 現状では先ほど回答したとおりでありますけども、状況を確認する中で対応できるかどうかは検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 9ページ、10ページ、民生費の社会福祉費で関連ですが、今、中央レベルで診療報酬の改定を初め、医療や介護にかかわる制度改正の議論が進められています。この情報収集にどのようになされているのか、通知待ちであってはいけないと思うんですが、そのありようを伺いたいと思います。

それから、11ページの認定こども園の鑑定料の予算であります。説明がなかったと思うんですが、どのようにこの鑑定をしていただくか、つまり特定の場所だけを鑑定依頼するのか、周辺を含めてあるいは何カ所かの鑑定を依頼するのか、そのあたりもう少し説明をいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 診療報酬の制度の改正についての情報収集ということでもありますけども、当然新聞とかニュース等で知るところもありますし、国の機関誌等の発行されるものを参考にしながら情報収集なり、または国からのメール等で情報収集しながらやっております。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 不動産鑑定業務の場所でございます。優先順位の高い1番のほうの現園舎東側、その1カ所の不動産鑑定ということで予算を上げさせていただいております。以上です。

○議長（中井 勝君） いいですか。よろしいですか。

そのほか。

1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 11ページ、先ほども出ております浜坂認定こども園不動産鑑定の件から質問をいたします。

町長は、まず大庭認定こども園、浜坂認定こども園、両園の存続ということをお申し上げておられました。それも変わらないということですね。

その次、教員の先生方の保育士さん、年齢の隔たり、今後、先ほどの答弁の中で令和4年度開園であろうと、順調に進めば。そういったときには園長の年齢の方々が若干名しかおられないと。その後、40代半ばの先生が1名しかおられないというのも出ておりました。その辺の解消といいますかはどうされるかということと、財政計画に載っていない大庭認定こども園の予算というのはどの程度見込んでおられるのかということをお伺

いをしたいです。

総務のこの資料の中で、財調が平成10年度は24億円ございました。ただ、その令和10年度には4億円に減るといえるのはいたし方ないという部分もあろうかと思えます。国調が次年度、そのまた今度6年後には国調もあり、どういう形で人口が推移していくかわかりませんが、いろんな財政面も含めまして、今言った質問にお答えをいただきたいです。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 大庭認定こども園につきましては、基本的にこども園というのは子供たちの声が聞こえる地域、歩いて子供を送り迎えできる地域、これが理想であると考えております。そういった中で、一方で人口減少という大きな課題もあるわけです。そういったことを考えると将来についてはどのように推移するか、これは人口推移を見ながら考えていきたいと思っております。現状では、やはり地域の中で子供たちを育てていくということで大庭認定こども園、浜坂認定こども園ともに従来どおり対応をさせていただきたいと考えております。人口減少に伴って、大庭認定こども園については、病後児保育であるとか、ゼロ歳から2歳にするとか、そういったことも念頭に対応を考えていきたい、そのようなことを現状では思っております。

○議長（中井 勝君） あと職員の件が質問にありましたよ。

西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 職員のことなんですけれども、その年齢層のちょうど抜けてるところもあるというようなことで、今年度募集年齢を上げたというようなことで対応をして、実際に受けていただいたというか、補填できるかなというようなところもあります。そのために大学のほうへ出向きまして、早目をお願いをしておいたということもその要因になったのではないかなと思っておりますので、引き続きいろんな形で働きかけというか、動いてしっかりと募集につなげていきたいなと思っております。

○議長（中井 勝君） 年齢層の件も聞いてましたけど。

引き続き、どうぞ。

○教育長（西村 松代君） 40代の不足等につきましても、年齢層を上げた募集をして解消をしていきたいと考えております。（「大庭認定の予算というのはどれぐらいで」と呼ぶ者あり）

○議長（中井 勝君） 財政を踏まえて、大庭認定の件も質疑にありましたけど。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 大庭認定こども園の額というのはわからないわけですが、財政運営上は委員会のお示しをさせていただきましたけれども、財政運営の基本方針を立てる中で、これから有利な起債、交付税措置があるような有利な起債も活用しながら、なおかつ事業が単年度に集中することがないように押しなべて事業が行っていただけるように考えております。

○議長（中井 勝君） 1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） それでは、2問目の質問の中で、教員の先生は間違いなく確保できると、病後児であったりということになると、ゼロ歳児も浜坂認定こども園は今度につくるということで、職員の先生方も十分にカバーができてくるという想定ではないですね、できるんですね。それだけを教えてください。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 最大限努力して、子供たちに影響がいかないような形で先生方の募集について努力をしていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 先生方というのはやはり年齢層、やっぱり若くなってきましたよね、今の段階では。職員が厳しい状況だから統合ということはありませんね。それだけ確認しておきます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 現状では考えておりません。人口推移を見ながら、今後検討課題だと思っております。一方で人口減少、人口減少ってそういう流れはあるんですけど、高規格道路ができたりして鳥取との距離も近づいてきます。鳥取県の方々をここ新温泉町に住んでいただく、それによって人口がふえる方向性も今後当然出てくると考えておりますし、そういったプラス発想も加えた上で今後の人の動き、それから人口の推移、そういったものを勘案しながら検討していきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 今の関連で保育士が足りないという問題とあわせて、最も喫緊の課題は、3年後、4年後、園長がいなくなるという問題こそ最優先の課題ではないかと思いますが、その点はどのように考えておられますか。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 年齢層、非常にそういった点では懸念される問題ではあるんですけども、年齢を上げての採用をしていく中で、そういった職員を育てていくということもとても大事だと思っておりますので、そういうふうな職員の育成についても努力していきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） ということです。そのほか。いいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、これで質疑を終結します。（「議長」と呼ぶ者あり）

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 本議案に対して修正動議を提出したいと思っております。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前 9 時 3 6 分休憩

午前 9 時 3 8 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

本案に対して、河越忠志君外 2 名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めたいと思います。

3 番、河越忠志君。

登壇してをお願いします。

○議員（3 番 河越 忠志君） 失礼いたします。今回の動議の修正内容は、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第 3 号）のうち、歳出、3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目認定こども園費、1 3 節委託料、具体的には、浜坂認定こども園不動産鑑定業務委託料 7 0 万円を削減し、同時に歳入、1 9 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金を 7 0 万円減額するものです。その結果、同議案第 1 条中、歳入、歳出、追加金額を 7 0 万円減額し、1 億 2, 2 7 3 万円、歳入、歳出総額を 1 0 9 億 6, 0 5 9 万 8, 0 0 0 円に改める提案です。

昨年 9 月議会において、小林議員から全く同じ浜坂認定こども園建てかえ予定地の不動産鑑定業務委託料を削減する平成 3 0 年度一般会計補正予算案に対して、修正動議が提出され、同案は可決されました。修正の理由は、大庭認定こども園を含む浜坂認定こども園の整備のあり方が議論されていない中で、議会として不動産鑑定業務委託料を認めれば浜坂認定こども園の建てかえ候補地を決定することになる、そのため第 2 期浜坂認定こども園整備検討委員会の最終報告を受けてからの審議とすべきとのことでした。本年 9 月に、第 2 期新温泉町立浜坂認定こども園整備検討委員会の検討結果報告書がまとめられました。その後、同園建てかえ候補地選定審査会により、現位置東側を第一候補地とすることが決定され、さきの 1 0 月 3 0 日の総務教育常任委員会で報告されました。

本動議提出理由の 1 つは、同委員会での教育長からの教育委員会としての浜坂地域の認定こども園のあり方についての報告がありましたが、大庭認定こども園のあり方、存続に関して本町の現状での説得力のある説明としては合理性を欠いた内容であったかと思えることです。それはすなわち、教育委員会での議論が煮詰まっていないことが推察され、浜坂認定こども園の整備のあり方が揺るぐことにもなります。そのため、昨年小林議員の修正動議の理由を解消するに至っていないものと考えます。大庭認定こども園の存続を現時点で決定づけるには、先ほど町長も言われましたが、病児・病後児保育あるいは 2 4 時間保育等、少数者を排除しない特別保育整備を第一の目的とし、立地に対し絶対的理屈づけが不可欠であると考えます。その上で、現時点では一般児童も受け入れることとする整備以外に説得力のある説明はないものと考えます。そうでなければ、

ゼロからの検討が必要になると思います。

2つ目の理由は、行政の安全確保とは想定される自然現象等に対して無条件の安全を確保することだとの考え方に基つくと、決定候補地での整備方針案ではその行政の安全確保ができていないと思われることです。

私は、地域の多くの方が浜坂認定こども園の現位置での存続を望んでおられることには、十分その意見を尊重したいと思います。しかし、建てかえ候補地選定審査会の検討内容には納得できず、結論にも賛成できません。先ほど森田議員が質問されたように、警報が出ればどの園も一応の休止をします。そして、また開園中であれば迎えにきてもらっているという現状もあります。ただ、特別の場合には保護者が園まで連れていき、見ていただくことについても規定はされていないようになってきていると思います。

しかし、今の予定されてる整備では、特別の場合にじゃあどこまで見れるのか、それについての保障は人の判断に大きく委ねられる部分があると考えます。そんな意味でこの場所への整備については、公共施設として、ましてゼロ歳児を含む保育をも目的とした施設整備において、安全確保が基礎になるべきことには異論の余地がないものだと考えます。孤立を前提とした安全確保は想定外に対してのものであり、想定内の自然現象での避難を前提とする安全確保も行政責任を果たしているとは言えません。一人の命を誰も保障することはできません。だからこそ、安全確保への行政としての努力が必要です。

認定こども園のあり方の議論の途中段階での用地交渉のしやすさが図られることで方向が左右されることは、真の行政手法からの逸脱だと考えます。用地交渉は技術分野です。しかし、相手があり成立しないこともあります。失敗すれば速やかに方向転換することも可能です。1つの用地のために、道路の計画を変更することは困難かもしれません。しかし、認定こども園の位置選定には選択肢があります。そのため、用地交渉の状況により方針変更も許されると思います。また、用地交渉にも民間活力を選択する等の選択肢もあります。安全確保への努力をしないことは行政としての責任を果たしていることとはならない、そんなふうを考えます。さまざまな事業の大半が議会の議決を必要とする以上、議会が蚊帳の外にあるような事業プロセスでは確実な事業推進はできないのではないのでしょうか。

町民から見れば、議会はなぜ反対ばかりするのかと思われるでしょう。検討委員会の熱心な議論は何だったのか、この1年は何だったのか、そう思われるかもしれません。しかし、私たちは町長と同様、町民の安全確保に対する責任があります。私たち一人一人は最後の最後のとりでであるべきです。そして、最も優先されるべきは、現時点で想定される自然現象に対する安全確保レベル以上の整備であり、事故の懸念が現実のものとならないようにするには、現時点で懸念されるそのものを取り除くこと以外にありません。人の行動判断にはミスを完全に排除するという事は困難です。

建てかえ候補地の決定を白紙に戻し、ゼロ歳児保育施設の早期の整備を含め、同じこ

とを繰り返さないよう、議論のあり方から議会側と協議すべきことを表明して、修正動議の提案説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 河越議員、ちょっとお待ちください。

説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。

提出者に対する質疑がありましたらお願いします。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） この動議が可決されますと、さきに私が質問したように1年以上また開園が延びると思いますが、そのことに関して議員はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中井 勝君） 河越議員。

○議員（3番 河越 忠志君） 私は現時点での一番の問題点というのは、ゼロ歳児、1歳児の保育環境が整っていないことだと考えています。ゼロからの議論と申し上げたのは、ゼロ歳児、1歳児、要は年少の児童への保育環境をまずは整える方針を考えてもいいんではないかと思っています。そんな中で即できるのは、私の個人的な考え方ではありますが、大庭認定こども園の耐震改修及びゼロ歳児、1歳児を含む保育環境の整備だと私は個人的には考えています。いろんな選択肢がある、大庭は後でなければならない、そんなことも議論これからできるのでないか、そんなふうに私は考えています。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 議員のお考えはわかりましたが、ゼロ歳児保育については、このたび計画されている浜坂認定こども園整備計画の中に載っておりまして、これを一刻も早く推進すべきと思っておりますが、例えばそういったもう一度原点から見直すということになれば、これはまた候補地を選定するだけではなく、さらなる議論が必要となり長期間かかると思いますが、そのあたりゼロ歳児保育が浜坂地域で、明星認定こども園が実際頑張っているわけですが、公立の認定こども園でゼロ歳児保育が始まるのが、じゃあいつからになると想定されますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 河越議員。

○議員（3番 河越 忠志君） これは私の個人的な意見ではあるんですけども、ゼロ歳児、1歳児への保育環境の整備というのは、これはもう早急にすべきだと考えています。ただ、それを浜坂認定こども園に持っていかなきゃいけないからとにかく急げば急げばということではなくて、浜坂地域全体のことと考えたときに、大庭を先行してゼロ歳児、1歳児を整備すれば一定のレベルでの環境は整うと考えています。その上で、今後恐らく就業環境を考えていけばさらに需要がふえるであろう。そうすれば当然、浜坂認定こども園においてもゼロ歳児、1歳児を受け入れるということはあわせて検討されてしかるべきではないかと思っています。そんなことの中で、浜坂認定こども園だけがゼロ歳児、1歳児保育の環境整備だから急がなきゃいけない、いずれにしても2年、3

年かかっていくということです。

私は議論さえできれば、大庭認定こども園は1年で完成できるのではないかと考えています。まして、農地法についても全く関係ない、現位置でやるということについても多く方が異論はないでしょう。ただ、中身についてどう整備するかということについては検討できるかもしれませんが、これは実際の敷地があって既存建物があって、その上にどう整備するかですから、これは一定レベルの考え方で可能だと考えてます。

○議長（中井 勝君） 個人的な考えの意見を言う場ではありませんし、質疑をする場でもありませんので、その点を踏まえてお願いします。

○議員（3番 河越 忠志君） わかりました。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 何かわからない点があるので、何点かお尋ねいたします。

大庭のいわゆる浜坂地域の保育行政ということに、あなたはそういう話を盛んにされるわけですけども、大庭認定こども園については、別に整備を考えるという当局の方針は既に出ている。浜坂認定こども園だけではなしにそちらのほうもきちっと整備をすると、そういう中でゼロ歳児の保育についても当然な方針として地域からも要求があるわけですから、それも出てるんです。それでなかつ、私は整備まで待つのか、例えば一般質問で出ました、別な場所を臨時的にでもゼロ歳児の保育したらどうかという話もあったわけです。そういう話ならまだ話が通るんですけども、一からやり直せという考えは私は無責任きわまりないと思うんですけども、そこら辺のところはどうお考えなんですか。

それから、安全対策であります。森田議員の質疑でありましたように、過去にそういう事例がないにもかかわらず、いわゆる台風の19号、平成2年の、そのときにもこれは100年に1回の水害だと、想定外の話だと、これも。それでも孤立したことがないのに、なぜそういったことをわきまえて発言をなさらないんでしょうか。その点をお尋ねいたします。

それらから、お答えいただけますか。

○議長（中井 勝君） 河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） まず、大庭認定こども園の存続について、当局が公表されてるということについてはおっしゃるとおりだと考えています。ただ、こういった子供の数が減っていった中で、一体この財政的にやっていけるのかということについての議論は、ここにおられる皆さんの中からも意見はもう既に出ています。それに対する回答としての説得力のある説明がないのではないかと、これが私の先ほど申し上げた理由の1つです。

次に、想定外の件です。今おっしゃった想定内という話の中でいくと、私が地元の方からお聞きしてるのでは、第2室戸台風のときが今まで一番あの地域での水の高さが上がったとこだと。そのときの高さでは西光寺さんの庫裏のある地盤まで水が来た。そ

れは今の園の高さを超える高さだと私は思っています。現実には道路の冠水については皆さん御承知のとおりだと思いますので、その深さは別として多くの方の記憶の中にあると私は考えています。その中で一般的に、余りしゃべり過ぎてはいけませんので、そういったところだと考えています。だから、私のお話しした想定内というのは、少なくとも今までの記録からすると、味原川が改修されたとは言いながら、外からの水ではなく中からの水という意味での洪水、そういったことについては味原川の改修にかかわらず起こってくる可能性があると考えています。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 大庭認定こども園の整備について、当局は方針を出していないと、財政的にいわゆるはっきりしたものがないというお話ですけれども、今後の推移を含めて、ゼロ歳児の保育、それから病児保育、こういったことも、そういったことについても整備検討を進めるという返答がこれまで出てきてるわけです。それを何を根拠に、例えば根拠がないと言われるのか、お金の問題だけですか、財政の。

それから、安全対策で室戸台風がということを言われましたけど、あなた自身は園庭がつかった、園舎がつかった、そういうような見方をしていると、これは事実ですか。あなたはそのときの水位なり、それなりをきちっと調べられて、こういう公の場所ですからね、どうなのかをきちっと、これまで当局はつかったことがないと言ってるわけですよ。室戸台風のときにはここはないでしょう、多分。（「だから、つかってないな、ない」と呼ぶ者あり）そこら辺のところをしっかりと根拠に基づいて返答していただきたいんですけど。何メーターだと。あなたも専門家である以上は当然そのことについて、今後の安全対策について極めて必要な資料なんでね、そこら辺のところ正確な数字を言ってください。

○議長（中井 勝君） 河越議員。

○議員（3番 河越 忠志君） 私が最初に申し上げた大庭認定こども園の件については、町政というのは町当局が当然計画されるわけですがけれども、議会を含めて町民みんなで考えるべきことだと考えています。そんな中で町の情勢が変われば方針も変わっていく可能性というのは当然あるわけです。現実には議会の議論の中でもこの推移から考えて、町政の財政状況から考えて、統合も考慮する、考えてみる、あるいはその対策を練る等の意見は出されていると私は認識しています。そんな中で既に前の町長のときから大庭を残すということが決定されて、現西村町政においても踏襲するということは表明されています。ただ、それが決定事項であったり、その中身が既に決定されていたりというものではないと私は思っています。そんな中で、この浜坂認定こども園を整備するに当たり、その部分が未確定なまま議論されるということについては、私はある部分で欠けていると感じています。だからこそ、今回の教育委員会の浜坂地域の認定こども園のあり方というものが報告の中でまとめられた。ただ、それに対して私は、大庭認定こども園のあり方が果たしてそれが説得力のあるものか、それを今回の動議の理由として申し

上げただけです。

次の室戸台風の件、第2台風ですけれども、これ多分38年だったと思うんですけれども、当然今の浜坂認定こども園は存在していません。私は高さがどうだということを尋ねられると思っていませんので、海拔幾らまで上がったということはお聞きしてませんけれども、地元の味原川をこよなく愛しずっと活動しておられる方に、実際にその方が見られたことを私は取材してここで申し上げています。だから、その方が間違っておられてたら私もごめんなさいになるかもしれませんが、ただ、いいかげんなことをここで申し上げようと思ってませんし、過去にあったという意味の中では、現実だと考えています。そして、先ほど19号、要は浜坂病院がつかったことについても言及されましたけれども、実際の降雨、その場所による降雨も違うでしょう。実際には堤防が決壊したことによる水害ですので、全体の中でそれが室戸第2台風のときの浜坂地域の部分での降水とどうだったかということについての比較のデータを私は持ち合わせておりませんけれども、一概には私は言えないものだと考えています。

○議長（中井 勝君） そのほか。

1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 検討委員会等が多くの方々の力によって積み重ねがあっ
てきょうに至ってると思います。ゼロに立ち返るとい言葉もございましたけれども、
例えば4年開園ということにどうしてもこぎつけるということならば、あくまでも農転
だとか、農振だとかの網を外さなければいけないから時間がかかると。例えば個人的
には言いたくないですけれども、民地で、当然これも民地ですね、宅地であった場合は即
用買であったり、当然相手があるわけですから、そういった場合はきょうの例えばあし
たでもゴーに向かえるのであれば、次年度であっても即補正をかけてするという事は
可能だということの中の今の発言ですね。

○議長（中井 勝君） 河越忠志君。（「端的に」と呼ぶ者あり）

○議員（3番 河越 忠志君） おっしゃるとおり、いろんな可能性があると思いますの
で、それを含めて今回の修正動議の提案だと御認識ください。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、これで質疑を終結します。河越議員、御苦労さまで
した。

それでは、これから討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案に対し賛成者の発言を許します。（「原案っていうのはこの修正案ですか、
なんですか」と呼ぶ者あり）本案です。原案です。もとです。（「ああ、原案に賛成
の」と呼ぶ者あり）はい。当初の補正予算案に対して、原案に対して賛成の発言です、
討論。

中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） それでは、私は令和元年度一般会計補正予算に賛成の立場から討論をいたします。

私は、現在地での早期の改築を求めるものであります。そのためにはこの業務委託料、これはぜひ認めていただきたいと思います。その理由は……（発言する者あり）

○議長（中井 勝君） そこ、静かに。

引き続きどうぞ。

○議員（13番 中井 次郎君） 私は、現在地での早期の改築を求めるものであります。その理由は、現在の建物、40年を経過し、耐力度調査で危険建物に認定をされています。建物や施設は雨漏り、壁の落下、4歳児の部屋では床が大きくささくれ立っており、それをガムテープで一時しのぎに修理しているのが現状であります。窓のサッシもあけたら最後、閉めることができません。倉庫も狭く、これ以上道具を入れるのが困難な現状であります。職員室も狭く、全職員が座るスペースもありません。0歳児保育の要望も多く出されています。これは今後の整備の中でやられる予定であります。このようなことから、一日も早い改築が必要だと考えておるところであります。以上であります。

○議長（中井 勝君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許可します。

両方。原案に反対、で、修正案に反対、で、申し述べてください、どっちに反対って言うてくれたら……（「いや、両方です」と呼ぶ者あり）両方ですか、あれ。

暫時休憩します。

午前10時08分休憩

午前10時11分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（中井 勝君） ないですね。

それでは、次に、原案に対し賛成者の発言を許します。

5番、浜田直子君。

○議員（5番 浜田 直子君） 浜坂認定こども園の早期整備について賛成討論をさせていただきます。

浜坂認定こども園の子育て環境の……。

○議長（中井 勝君） 認定こども園の討論ではありません。補正予算の討論ですので、ちょっともう一回、言い直してください。

○議員（5番 浜田 直子君） 補正予算について賛成討論をさせていただきます。

浜坂認定こども園の早期整備について。子育て環境の充実を図れば、子育てしやすい町となります。今でも医療費、保育料、学校教育等も手厚いというふうはこの町は思っています。そうした中、このこども園が早期整備され、きれいで、安心・安全で、楽し

い園ができれば、当町のイメージアップにつながるのではないのでしょうか。女性も働きやすく、活躍できる町となれば、今後、道路等交通網、移住・定住にもつながると思います。今後交通網の発達により、豊岡、鳥取に30分ほどになります。自然環境、子育て環境の充実している当町をベッドタウンやイメージアップにつながり、移住・定住にもつながるのではないのでしょうか。豊岡市の中貝市長も先日の会議で、女性も活躍できる社会づくりが必要、女性に選ばれる都市にならないといけないということで、重要戦略として取り組んでおられます。当町でも、そのためにもぜひ、早期のこども園の整備が必要です。

また、立地上の課題として、今まで多く安全面が検討されてきました。防災安全対策の点については、防災対策の専門家として、検討委員会の中で兵庫県立人と防災未来センター長の河田先生から、施設整備については都市計画専門家である鳥取環境大学の遠藤先生からもアドバイスをいただいていることから、この点で十分ではないかと思っています。とりわけ鳥取環境大学の遠藤先生からは2期の検討委員会の中で、真摯な議論の中から選ばれた候補地であり自信を持ってという御推薦もあるとの答弁がありました。さらなる安全対策についての検討は、施設整備の検討の中で皆さんとともにするべきではないのでしょうか。

各議員から、ほかの安全な場所はないのか、子供の安全を最優先すべきと御心配されている点についても、私も当然、同様に懸念するところです。ですが、先ほども申しましたように、第2期検討委員会の各委員皆様による真摯な、何年もかけての討論を経て、満場一致で決定された候補地であることを尊重したいと思います。

現在の園は、先ほども出ていましたが、大変老朽化が進んでおり危険であります。それに加え、0歳児、病児・病後児保育等も地域の願いとして上がっております。先ほど別の園でというお話もありましたが、お母さんにしたら、お世話になる園は0歳から5歳まで1つの園で通わせてあげたいって思うのが普通だと思います。ぜひ、そうしていただきたい。そのためにも一刻も早い浜坂認定こども園の整備が望まれているのではないのでしょうか。

浜坂認定こども園の保護者会によるアンケートの6割にも上る現在地希望の声、新温泉町子どもの未来を考える会により、約900名もの、現在地での浜坂認定こども園の早期整備についての要望書も提出されています。このような多くの町民、子供たち、お母さん、家族、地域の方々の切実な、本当に強い思い、そういった気持ちの届く町、思いの届く議会となり、町民とともに分かち合い、町がますますよくなることを願っています。お母さん方はもう既に大分待っておられます。一刻も早い認定こども園の整備を望みます。

議員各位におかれましては、そうした町民の要望に応えるべく、さらなる安全対策の強化の検討を、行政、全議員一体となって検討していただき、町民の期待に沿った、期待以上の園をつくるために、御協力、お願いしたいと思います。

この園があるからこの町に来たい、そういった声が聞こえる、そんな園をつくるために皆様と一緒に頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（中井 勝君） 傍聴席、静かにお願いします。

次に、修正案に対し賛成者の発言を許可します。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 議案第105号、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）に関する修正案について、賛成の立場で討論いたします。

この補正予算の3款2項3目認定こども園費における13節委託料の増額は、浜坂認定こども園整備のために、現在地を中心とした候補地取得に向けた不動産鑑定料を増額するものであります。

私はこの案について、適切な候補地ではないと判断するものであります。その理由は、まず、他の候補地を考慮することなく、用地取得の難易度が低い現在地周辺に固執する余り、安定した保育を提供することが難しくなるような防災上のリスクが高い場所を選定していることです。第2期の整備検討委員会の議事録を確認すると、ゼロからの再検討といいながらも、第1期で上げられた候補地は、既に反対の声が高かったすこやか広場のみを残しています。そして、同時にこのタイミングで、津波想定 of 被害区域から外れた現在地周辺を加えて、2つの案で議論をスタートしました。大変な苦労を重ねてこられた検討委員会でしたが、どうすれば現在地で子供の安全を確保できるのかという議論が中心となっています。こうした委員の努力と兵庫県の防災専門家である人と防災未来センターの河田センター長の意見を加え、現在地を中心とした整備案ができています。案によりますと、まず、敷地の2メートルかさ上げ、そして、園舎を2階建てにし、垂直避難のために2階に遊戯室をつくる、さらに、屋上を設けてヘリで救助できるようにするなどです。

さて、想像してみてください、私たちの子供が、皆さんの子供、孫がヘリで釣り上げられて救助される姿を。この案でこども園をつくるということはそういうことです。防災の専門家から見て、現在の園舎はそういう立地なのです。言いかえると、今の日本を取り巻く気象状況、また、大水害などが続いている昨今の防災の概念からすると、そこまでしないとあの場所にこども園はつくれない、そういうことであります。

果たしてほかに候補地はないのでしょうか。浜坂地域に浸水想定地域や土砂災害想定地域でない場所はないのでしょうか。早々に事務局主導で現在地へと促したために、検討委員会を誤った方向にスタートさせてしまったのではないのでしょうか。

もう一つ懸念される問題があります。それは新温泉町の町としての防災意識の低さです。町長は一般質問の答弁などで、警報が出てから避難する時間はあると述べられています。同時に、日本中どこでも災害は起きる、想定外の災害が多発しているとも発言されています。これは一町民ではなく、町民の安全・安心を守る防災の責任者である町長

の発言です。しかし、審議の中でわかったこと、候補地には、これだけ防災上の懸念がある中で、町の防災担当部署である町民安全課は役場内の議論に加わっていません。また、検討委員会の事務局である教育委員会こども教育課は内水氾濫と外水氾濫の違いもわからない。そんな中で、ハードではなくソフト、園児の避難保護計画をつくったからといって、とても信頼できるものではありません。現在地周辺の洪水浸水想定、1メートルから1.5メートルというのは岸田川の堤防が決壊した場合の水位です。これは外水氾濫です。確かに警報が出てから堤防決壊まである程度の時間があるでしょう。しかし、それまでに昔ながらの味原川は小井津町かいわい、文太郎記念図書館あたりと水位が上がり、やがて浜坂認定こども園の周辺道路が冠水します。これが内水氾濫です。町内の雨水が排水できないことによって起こる現象です。身近なところで、2年前にも冠水しました。浜坂浄化センターの前に味原川河口部、いわゆる川口から船が流されていたのも記憶に新しい。たとえ警報が発令されて間もなくとも、海水面の上昇、大潮といった条件によれば、現在地周辺道路はすぐ冠水します。果たしてこの状態で園児の避難ができるでしょうか。このリスクを町長初め当局は御理解いただけない。町民の安全・安心、命を守る行政として資質に欠ける認識だと思えます。

以上のようなことから考えると、今の現在地周辺をこども園候補地とする案では安定した保育の提供はできません。働くお母さん、働く保護者が安心して子供を預けられる環境ではないのです。0歳児保育の環境整備も急がれます。そして、既に耐震上は危険建物と判定されている浜坂認定こども園です。とにかく急ぐということは我々議員も共通して認識しています。しかし、建てかえて30年は使うこども園でもあります。辞職されましたが、当時の岡田前教育長が昨年7月25日の検討委員会の中で、浜坂は洪水の部分でも急ぐ必要があると発言しているとおりに、子供たちの命、そして安定した保育の提供を考えれば適地ではない。補正予算の修正案に賛成いたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ほか討論はありませんか。

はい。

○議員（6番 森田 善幸君） 原案賛成。

○議長（中井 勝君） それでは、賛成者の許可します。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 私は、補正予算の原案に賛成の立場から討論させていただきます。

先ほどの、提案理由の河越議員の説明等で経過の説明はございましたので、そのあたりから、昨年の修正案が、昨年も同様にこの部分に対して修正案が出されました。その理由はさきに河越議員が述べたとおりでございます。この修正案に対し、私はゼロ歳児保育のできない現浜坂認定こども園を、ゼロ歳児保育の需要がふえている昨今の時代趨勢をにらみ、早急に検討委員会の報告に基づき改築しなければ、若い世代の人口流出は

ますます広がり、少子化、人口減少に拍車がかかり、町が衰退すること、また、現地は比較的市街地に近く、大型スーパーや商店街に近い立地で、これらのまちづくりにも一役買っている、そういった2点をもって、鑑定料を削除する修正案に反対し、原案に賛成いたしました。しかし、修正案が賛成多数で可決されました。その中の一つの理由としまして、まだその時点では検討委員会の最終報告がない、そういったときに土地鑑定料を急いで上げられるのはいかなものかという議論もありました。そして、そういった御意見で修正案に賛成された議員もおられました。

その後、12月定例会後の教育長の辞任の後、6月下旬まで教育長不在が続き、検討委員会もストップいたしました。6月定例会で新教育長が決まり、検討委員会も再スタートし、そして先般、検討委員会の最終報告がなされ、その報告に基づき当局が最終候補地を、優先順位をつけて選定いたしました。第2期検討委員会の皆様におかれましては2年にまたがり、幾多の困難の中検討され、結果を報告されましたことに敬意を表するものであります。この検討委員会の運営に対して、今定例会の一般質問で、事務局主導ではないか、結果ありきの検討委員会ではなかったかというような質問がありました。私は2度、検討委員会の委員長をお訪ねしまして、このことについて確認いたしました。自分は公正中立の立場で委員会を運営し、全会一致でこの結論を出したと明言されました。

さて、現在に至るまでの経緯を簡単に述べましたが、さきにも質問しましたように、この修正案が可決されますと、また昨年の秋の状態に戻ることであります。一体いつになったら保護者の皆さんが待ち望む、安全で、ゼロ歳児保育のできる浜坂認定こども園ができるのでありましょうか。もし、これから新たに別の土地を再検討となれば、その決定までには1年以上はかかり、現時点での開園予定は、先ほど質問したように、令和4年からさらに1年以上かかります。また、浜坂、大庭、両こども園の合併も含めて、浜坂地域の保育のあり方を検討するということになれば、さらに合併するか否か、また、その立地に向けても、浜坂認定こども園だけでなく大庭認定こども園も含めた議論となり、結論が出るまで一体何年かかるのでしょうか。すると、設計から完成までどういうことになり、恐らく、これは私の予想なんです、合併を前提に考えると3年ぐらい、合併するか否か、それから、その場所の選定等にかかるのではないかと。今までの浜坂の認定こども園の経緯の状況から見ても、それぐらいかかるのではないかと考えております。そうすると、令和6年ぐらいまでは最低、ゼロ歳児保育はできないこととなります。そうなりますと、昨年の議論にも申しましたとおり、保育施設が充実している他の自治体に若い子育て世代の方がますます流出して、町の活気が失われてまいります。

また、その財源についてであります、合併特例債を起債して財源を確保するというように、この浜坂認定こども園の整備については聞いております。合併特例債の期限は先般、5年延長され、2025年までとなりましたが、これもこういった合併を考えた議論をすると、本当に使えるかどうか、際々な状態です。また過疎債におきましても、

今後、過疎の計画の延長を、意見書を提出いたしますが、来年度末で切れてしまいます。過疎対策法がこれで立ち消えになったら過疎債も使えません。こういった有利な起債がおくれているとますます使えなく、町財政を圧迫してまいります。また、一般質問や委員会質疑、さきの討論の中でも、保育の需要、保育は確保できるかという議論もありましたが、先ほどは私が質問、当局にしましたように、浜坂、ゆめっこ、大庭、ともに洪水対策などについての対応は同じであります。そして、例えば特別に預けていただきたいということもあるようでしたが、本当に、大雨が降っている状態で預けようという親御さんがいらっしゃるでしょうか。それよりも自分のお手元に置いて、避難するのが妥当な判断だと思っております。

少子化が進む中、浜坂、大庭、両こども園が統合すべきという議論も、この一つの修正案の提出の意見でございますが、これは一般質問の中にもございました。その際、町長はやや感情的になって、ゆめっこ認定こども園に、温泉地域の保育園、幼稚園の統合を例にとって、その後の温泉地域の少子化の原因となった旨を答弁されました。一般的に言いまして、都市部においては、保育所の数が多いということが合計特殊出生率が高くなると言われております。これは都市部についてということなんですが、今、田舎であれば、今のおじいさん、おばあさん、そういった方、3世代世帯が田舎では多いから保育所の需要が少ないということで、この論理は都市部では言えると条件がついてるんですが、今の状況を見ると、元気なお年寄りがふえております、おじいさん、おばあさんの世代、60代ぐらいでしょうか、こども園のおられる方の、そういった方もまだまだ今働いております。そうすると保育の需要というのはますます高くなって、もう都市部と同じように、やはり地域に保育所がないと出生率が低くなるのではないかと、そういうことが推測されます。そして、私、以前、浜坂と温泉地域別の合計特殊出生率を資料請求いたしました、浜坂、温泉と分けた出生率はないとの返答でした。非常に残念なことです。自分なりに浜坂、温泉の地域別の出生数や小学校の入学数をもとに、保育施設の統合と少子化、人口流出に相関関係がないか分析いたしました。グラフ等つくっておったんですが、こういったものは討論では展示できないということでございますので……。

○議長（中井 勝君） 森田議員、明確に討論をお願いします。

○議員（6番 森田 善幸君） はい。（発言する者あり）

○議長（中井 勝君） いや、そこで相談しないでください。

○議員（6番 森田 善幸君） いえいえ、そういった状況が見られるということであり、（「討論じゃないが」と呼ぶ者あり）

それで、温泉地域、浜坂地域別の出生数の変化等を見てみました。そういったところ、ゆめっこ認定こども園ができた後、やはりちょっと、出生数の減少がかなり強くなってきました。（発言する者あり）

○議長（中井 勝君） 静かに。

○議員（6番 森田 善幸君） いや、それはそうとは、一概とは言えません。

○議長（中井 勝君） そこでやりとりしないでください。討論とめますよ。

○議員（6番 森田 善幸君） しかし、そういったことも見られるということでございます。一般論としてお聞きください。

それから、あともう一つ、小学校の入学者数と出生数との関係です。これは出生数が……。

○議長（中井 勝君） 森田議員、本予算の賛成に関係ありますか。

○議員（6番 森田 善幸君） はい、あります。

その際、入学者数と出生数を比べれば、対応する年の、若い世代の社会的流出というものがある程度分析できるものであります。これで温泉地域のゆめっこ認定こども園ができたところからの数値を検討しましたら、やっぱり8割方減っていると、入学者数が出生数に比べて8割から9割減っております。（発言する者あり）

○議長（中井 勝君） そこ静かに。

○議員（6番 森田 善幸君） ということは、やはり、もちろんそれだけが原因ではないと思いますよ。思いますけど、そういった傾向も出てくるわけでありまして。ですから、一般的に言われている、保育所数が多いほど合計特殊出生率が多いという原則は、この地域にも適用されるのではないかと私は思います。

さきの一般質問の冒頭で、私は、町の問題解決のために財源と人材と時間が必要だと申しました。その中で特に時間、時間というものは、過ぎ去った時間は戻ってこないんですよ。時間というものはお金では買えません。それから、幾ら大勢の人が集まっても時間は取り戻せません。いつするんですか。今しか時はないんです。多くの方が現地周辺での早期の改築を望んで、署名も900名以上集まっていると聞いております。議員は住民の代表であります。住民の願い、そして浜坂地域の活性化のためにも原案に賛成し、速やかなる浜坂認定こども園の整備に議員諸氏の御賛同をお願いするものであります。以上です。

○議長（中井 勝君） ほかに討論ありますか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで討論を終わります。

暫時休憩します。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

これより採決に入ります。

まず、本案に対する河越忠志君外2名から提出されました修正案についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、10名であります。よって、修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

この採決は、起立により行います。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、12名であります。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。55分まで。

午前10時39分休憩

午前10時55分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第106号から議案第114号までの令和元年度特別会計及び公営企業会計9会計の補正予算につきましては一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第3 議案第106号 から 日程第11 議案第114号

○議長（中井 勝君） 日程第3、議案第106号、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第4、議案第107号、令和元年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第5、議案第108号、令和元年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第6、議案第109号、令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第7、議案第110号、令和元年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第8、議案第111号、令和元年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について、日程第9、議案第112号、令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第10、議案第113号、令和元年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第11、議案第114号、令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第106号、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてから議案第114号、令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第106号、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） よろしいですか。ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第107号、令和元年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第108号、令和元年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第109号、令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第110号、令和元年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第111号、令和元年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんか。ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第112号、令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第113号、令和元年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第114号、令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 1 6 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 2、議案第 1 1 6 号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和元年 7 月に新温泉町湯字中山で発生しました桐岡区所有の立木の無断伐採に係る損害賠償の額を決定し和解することについて、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） それでは、議案第 1 1 6 号、損害賠償の額の決定及び和解について御説明を申し上げます。

初めに、審議資料追加ナンバー 1 の 1 4 0 ページをお願いをいたします。6 月 1 9 日の鳥取の業者の来庁対応から 1 1 月 1 8 日の桐岡地区臨時総会の結果報告に至る経過等につきましては、1 2 月の委員会資料に添付をさせていただいてるところでございます。

このたびの桐岡地区立木伐採事故の概要でございますけれども、1、事故の発生日につきましては令和元年 7 月 1 6 日から同月 1 9 日までの間で、2 の場所につきましては新温泉町湯字中山 1 6 8 4 番 6 で、下に地図で示しておりますけれども、一般県道若桜湯村温泉線から入りまして但馬牛研修センターを通過して上に進んだところでございます。

次に、5 の事故の状況についてです。先ほど町長も申し上げましたとおり、当方、新温泉町の担当者が町有地であるという誤った認識によりまして業者に伐採を依頼をして、相手方である桐岡区所有の立木、ヒノキ計 1 3 本の無断伐採による損害を生じさせたものでございます。

委員会資料に記載をしているところでございますけれども、8 月 1 0 日に桐岡地区の臨時総会が開催をされまして、町長含め 4 名が出席をして陳謝と経過を御説明をする中で、1 点目として、立木伐採、ヒノキ 1 3 本に伴う損害賠償、2 点目といたしまして、整地と植林及び 1 0 年間の管理、3 点目といたしまして、現場立ち会い及び役員会開催

に伴う費用弁償ということを求められまして、以後、誠意を持って取り組んでまいりました。弁護士への相談、伐採業者との面談、森林組合への見積もり依頼というようなことを重ねまして、9月24日の役員会の中で、損害賠償額につきましては取引実績をベースに無断伐採による実情を考慮いたしまして、材積全てに取引実績の最高単価を乗じて算定した額で提案をいたしました。また、植林関係についても対応方針を御説明する中で、一定の御理解は得られたわけですが、早期伐採に係る補填をどう考えるのかという点について持ち帰り、再検討することとなりました。10月18日に改めて委員会を開催をいただきまして、9月24日の提示額に、早期伐採に係る補填額を加算をいたしまして、この中には地区から求められておりました立ち会い等に要した経費を含んでいるということで、あわせて御検討いただく中で、95万1,000円ということで役員会の御了解をいただきまして、11月18日に区長より区民の了解を得られた旨の御報告をいただいたところでございます。

大切に育て守ってこられた立木を無断で伐採をしてしまいまして、桐岡地区の皆様には心の底から申しわけない気持ちでいっぱいであります。その後、この問題の解決に向けまして役員の方々に大変お世話いただく中で、区民の御了解がいただけたことに対しまして心から感謝をいたしております。

保険料が適用されないという今回の事案におきまして、どのようにこれを賄っていくべきかということで、町長以下関係職員で話し合いをする中で、自主的に分担していくよう方向づけをしまして、この進め方が住民の皆様方の信頼回復につながっていくものと信じておるところでございます。

それでは、議案第116号、損害賠償の額の決定及び和解についてということでお聞きをいただきたいと思います。

1、損害賠償の相手方。1、住所、新温泉町桐岡106番地。2、氏名、桐岡区長、坂出裕史氏。2、損害賠償の額、金95万1,000円。3、和解（示談）の内容ということで、1点目でございます。町は相手方に対して、立木（ヒノキ計13本）無断伐採に係る損害額相当額として金95万1,000円を支払う。2といたしまして、町において、伐採場所にヒノキ苗木を植林し、おおむね10年間管理するものとする。3点目といたしまして、今後本件に関しては、双方とも裁判上または裁判外において、一切の異議申し立て及び請求は行わない。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 金額的なものは、こういうことですから、正当なもんなんでしょう。私は、今回の件見てみますと、本当に今後、一体こういう事態を防ぐためにはどうしたらいいのかっていう、このことが改めて問われると思うんですけども。例

えば、雑木と成長した立木の区別がつかないとか、こういったことについても改めて研修をする必要がある。それから、現場には必ずカメラを持って行って、きちっと証拠としてあれすとか、それで2人で行くとか、そういったところの、こういう、二度としない、起きない保証っていうか、どういうものがあると思われませんか。今後、どっちになったって、そういうことについてきちっとやっていかんなんわけでしょ。あったことは仕方がないわけです。だけどやっぱりこれからどうしていくのかっていうことを、ちょっと考え方を教えてください。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 議員御指摘のとおり、本当に申しわけないことをしたと思っております。

この事件が起こって、その後の朝礼等で町長からこういった事態が起こったということについて大変遺憾であるというふうな訓辞をさせていただいて、また、管理職会議でも事案について、公有財産のあり方ということについてペーパーを配付して、こういったことについて心して対応するようにというお話をさせていただいたところでございます。

ただ、おっしゃるように、本当にこれをどうしたら防げるのかということについて、当然ながら、写真であるとか、報・連・相をしっかりと、確認をしていくっていうことは当然のことでございます。こういったことについては今後、研修を、これは一つ農林水産課の問題だけではなくて、町全体の、各課それぞれのところで心して対応していく必要があろうと思っておりますので、今回の事例は本当に大変残念で、少し職員としては恥ずかしいことでございます。本当に反省をして今後に生かしていくということが大切だと考えておりますので、職員への研修等で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） いろいろと、それこそ経験を積むのも一つのあれでしょうけども、それに基づくいろんな問題点をどう克服していくか。例えば農林水産課だけではなく、今回の問題では、いわゆる資産の管理、総務課の管財係などがきちっとそこら辺のところを察知をして、とめてたら、そこまでは至らなかった。そういうことも考えられるわけですね。やっぱり、それと課内の連携っていいですか、朝礼で必ず、どういことをきょうは誰がするんかとか、実はこういった点で、例えば若い職員ならばどうしたらいいかわからないんですわと、そういう相談がきちっとできるような職場の体制なりがあってこそ、こういうミスが大きくはならないと思うんです。ぜひそういったところを含めて、ただ単なる研修だけではなく、課の中での意思疎通、こういうことも特に必要ではないかと。私は今回の件で、やっぱりその点を感じました。ぜひその点は今後の中でやってほしいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） このたびの、あってはならない事件を起こしてしまいました。そういった意味で、桐岡区のみならず町民の皆様に、本当に多大な御迷惑、御心配、そして今後の対応策についてのいろんな御指摘をいただきました。そういった点で、本当に申しわけなかったということで深く反省をいたしております。

一方で、災い転じて福となすという、一つの大きな問題点の指摘になった、そのように思っております。各課で、まずやはり朝礼を徹底するであるとか、そういう今やることの問題点、課題、トラブル、苦情、こういったものをやはり共有するということは、いろんな問題に柔軟に対応できる、そしてきちりと住民に対する説明責任、そういったものが果たせる、そのように考えております。

課内の連携、それから課同士の連携、そして上司への報告、上司から部下への指示命令系統、こういったものを的確にする中で、今後二度とこういった案件が起こらないように指導を徹底していきたいと思っております。議員の皆さんからの御指導も含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 少し確認させていただきたいんですが。今回、私有地の立木を伐採したということでこのような事件になってるわけなんですけども、公有財産の処分等について、これから研修実施されるっていうことだと思うんですが。仮に、例えば今回の土地が町有地であった場合、行政財産の土地の上に立っている立木っていうのは普通財産なんですか、行政財産なんですか。そのあたりちょっと教えていただきたいのと。

それから、先ほど地元地区との協議の中で、少し申されたのかなと思うんですが、自主返納といひますか、関係した職員の中で返納していくということは、これは地区の協議の中でも明言されているんでしょうか。お願ひします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 立木は財産の管理の部分で普通財産か行政財産かということとは非常に難しいと思ひます。ただ、底地が行政財産である場合であれば当然その部分、担当課、あるいは財産処分ということであれば総務課も関係する中で処分をしていかなければいけないと思ひます。そのことにつきましては財務規則でも、財産の処分、そういったものは管財担当課長の責務になっておりますので、そういう対応が必要だと認識いたしております。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 自主返納の関係で、地区のほうにそういった内容の発言をしているのかという御質問だったと思ひます。

どう賄っていくかということについては検討しているということの中で、はっきり明言はしていないと私は思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 自主返納の関係についてはわかりました。

公有財産の取り扱いについてなんですけども。今回、この時系列で見ますと、連絡を受けてから担当課のほうで動いているんですが、仮に普通財産だった場合はしっかりと総務課で対応する必要がありますし、行政財産だったら原課のほうで、立木の伐採だったり、処分だったりについても対応されるんですよね。ちょっとそのあたりのところが余りこう、普通財産中心で書いてあって、ああ、ごめんなさい、委員会資料です、委員会資料、12月10日、総務産建常任委員会の委員会資料で、公有財産の処分についてというところで書かれてるんですけれども、行政財産で処分するとすると、もう一つ手続が必要になってくると思うんです。普通財産、立木自体をそのまま、行政財産のまま処分されるのかどうかちょっと判断、難しいんですが、そのあたりのところの説明がないので、どういうふうに通常取り扱うのか、お伺いできますか。

○議長（中井 勝君） 通常。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず今回の経過でございますけども、町有地と思われるところの場所で、道に支障になる、そのときは立木と言ったのか枝と言ったのか、ちょっと定かではございませんけども、その管理のための伐採ということで、これは当然行政財産の管理の部分である。そのことによって農林水産課が対応した。その時点で財産の処分であるかどうかということではなくて、行政財産の管理という部分で農林水産課が対応したということでございます。

そして、一般論で言えば、町の財産、行政財産、普通財産に分けられますけども、行政財産は処分することができませんので、行政財産の目的を廃止して、普通財産にして、そして管財担当課において処分するというのが一般的な流れでございます。

今回の場合、立木がどういう財産に当たるのかということとはございますけども、その立木を伐採して財産を処分するというのであれば、それは当然管財担当課長もかわらなければいけない部分でありますので、今回、その情報が、切ってしまうからこういう状況を聞いたということでございますけども、一般的には管財担当課長が財産を処分するということになります。

○議長（中井 勝君） そのほか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ちょっと一般質問でもお聞きしかけたんですけども、正確には私の認識の中に入ってないわけですけども。今回の場合、伐採された業者さんのほうとすれば、要は伐採することによって利があるという、単なるボランティアではなくて、利用価値があると判断されたんじゃないかと私は勘ぐってしまうんですけども。その中で、13本にまで至ったっていうことについての理由というのが非常に理解しにくいな、要は町の担当者の人もそこまで承諾するというか、それについて経緯的なもの

がわからないということの中で、私は少し悪意を感じてしまうんですけども。それについて実際に町としての、最終的にどう理解するかというか判断を下すというか、その決定についてのことをお聞きしたいのが一つ。

それとあわせて、今、平澤さんからいろいろと質問された中でいくと、いろんな立木についても、価格にするともう本当に、要は処分にお金がかかっていくような、マイナスのものであったり、場合によってはケヤキみたいな、何か雑木だと思われててもとも価値があるもんだったりということがあると思うんですね。そういったことの中で、まずは有価物かどうかというあたりの感覚っていうのも持っていく必要があるかと思うんで、そのあたりについて、いろんなパターンの中で、それぞれの職員さんが悩まれると思うんですね、その悩まれるのをどう解消していくかっていうのを、いろんな、今回の事例の中で教訓として対応策を練っておられると思うんですけども、具体的な中で、どういうフローで処理していくかっていうことについても、何らかの案をつくっておられるのかどうか聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 案ということでございますけども、委員会資料にも出させていただきました。今回の事例は何が問題であったのか、どうすればそれが改善できたのかということで、委員会資料につけさせていただいております。一例を申し上げますと、担当者が現地により伐採場所を確認したということで、そのあたりについては、担当者が1名で立ち会ったこと。あるいは、図面で確認したんですけども、その図面の見方が間違っていた、そういったことにつきましては複数人での立ち会い。それから、財産の所在確認を1人ではなくて、やっぱり複数ですということ。それから、道へ支障になりそうな周辺の何本かも伐採というような話がございました、これについては財産価値の認識が不十分であったということから、そこはやはり、先ほども有価物かどうかということもございまして、財産価値の確認、それを事前に内部で行っていく必要がある。それから、町有地内の道に支障となる木ということで報告をしておりますけども、木の種類、本数など報告ができておりません、そういった部分が不十分であった。これについては写真を1枚でも2枚でも撮っておれば、現場の状況が上司にも確認できたと思います。そのあたりの連絡、報告、そのあたりの徹底が必要ではないかということで、今回の事例に対しまして、どこが問題点で、どういうふうに改善をしていくかというようなことは一応の整理はいたしておりますけども、これを今後、どのように職員に周知していくかということにつきましては、先ほど副町長が申し上げましたけども、既に訓辞なり、財産処分についてペーパーを配って周知いたしておりますけども、引き続き管理職会議であるとか、あるいは研修の機会を設けて、職員に周知してまいりたいと思います。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） いろんなものが、人の記憶の中でだけでであると薄れてい

くということが想定されるわけですがけれども。一つの業務フローという形で、文章というか何か業務をするときに、これは確認する必要があるというものを、その事案ごとに確認できるような流れをつくって、担当者の方がかわられても、極端に言うと永遠にそれが残っていったり、また修正が加わっていったりするようなことを残されたほうがいいのではないかと思いますので、その辺あわせて、今経験した人だけがそれを理解していただくのではなくて、これからずっと、担当者の方がかわられたり、新しい職員さんが赴任されても、同じように業務ができるようにやっていていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 業務フローをつくるというのは非常に大切なことであると思います。ただ、業務フローをつくったがために、このことだけの確認をすればいいというような誤った考え方、そういうものを持つのが非常に怖いと思います。やはり一番大切なのは、報告、連絡、そういったことを徹底する中で、単独の判断ではなくて、複数できちっと判断して進めていくということが重要だと認識いたしております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

それでは、質疑終わります。

質疑を終結し、討論に入りたいと思います。

まず、本案に対し反対者の発言を許可します。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 議案第116号、損害賠償の額の決定及び和解についての提案に対し、反対討論を行います。桐岡地区所有の立木無断伐採にかかわる損害賠償の額の決定と和解の案であります。幾つかの疑問と問題点を指摘して、討論としたいと思います。

まず、どうしてこの事件が発生したのかという疑問であります。総務課、農林水産課、そして支所の3つの部署がかかわりながら、公有財産の処分という前提で財務規則に定められた手順を踏む必要があると注意を促す職員が一人もいなかった。なぜなのか。この確認がなされておれば他人の立木の伐採許可を出すことは起こり得なかったのではないのでしょうか。町長は管理職会議で報告、連絡、相談の徹底を指示したと言われますが、大事なことは法令、条例に準拠した行政事務の推進こそ、今、必要なことではないのでしょうか。

次に、一体どんな根拠に基づいて賠償するのかということでもあります。国家賠償法に基づいて賠償するとの説明でありました。しかし、担当職員は果たして桐岡地区に対して公権力を行使したのでしょうか。鳥取の業者に対して、業者から言われた町有地内の道路に支障のある木の除去について同意をただけではなかったのでしょうか。民法709条は、不法行為により、故意または過失によって他人の権利または法律上保護され

る利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと規定をしております。錯誤による他人の立木の伐採許可であり、鳥取の業者の責任はないのかという疑問があります。当然、桐岡地区は不法行為により利益が侵害され損害が生じているので、損害賠償を請求することができます。国家賠償法は第1条1項で故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体が、これを賠償する責めに任ずると。第2項で公務員に故意または重大な過失があったときは、国または公共団体は、その公務員に対して求償権を有すると規定をしています。過失とは公務員が職務上要求される注意能力を欠くこととされる。あるいは、客観的過失があったかどうかというようなことで判断をされるとされています。また、予見可能な結果について、結果回避義務の違反があったかが問われる。つまり、予見が不可能な場合や予見が可能であっても結果の回避が不可能な場合には過失は認められないというものであります。担当者は町有地だと信じて疑わなかったのだから結果の回避は不可能であるという主張も可能ではないでしょうか。

損害賠償の95万1,000円はどんな根拠で算出されたのかという疑問があります。鳥取の業者は智頭町の原木市場で売却し、手数料等控除後25万5,053円を得ています。この金額を算定根拠にして2倍強の55万9,645円と加算額39万1,752円、さらにヒノキ30本余の植林と食害防止柵設置、下刈りなど10年間の管理をすることになっています。どんな根拠で賠償するのかということが不明確なままであります。実勢価格は25万5,000円とすると、55万9,000円には既に逸失利益分も含まれているのではないかと。そして、加算額35万円の根拠は一体何であるのか、現場立ち会いや会議参加の費用も含むものとされており。さらに、植林と10年間の管理というのはまさに逸失利益の現物給付と言えるものであり、三重の賠償になるのではないのでしょうか。何が適正妥当な賠償と言えるのか根拠を明示してわかりやすい説明でなければならぬのではないのでしょうか。根拠が曖昧なまま賠償額を決定し、関係職員の懲戒処分も行っていることに対して、異議を申し上げ、反対討論とするものであります。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ありませんね。ほか討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、14名です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 1 1 7 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 3、議案第 1 1 7 号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、桐岡区の所有の立木の無断伐採に係る職員の不祥事に対し、管理者としてみずからを律するとともに、損害を賠償するため条例の制定について御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 議案第 1 1 7 号の説明でございます。

桐岡地区の立木伐採に係る職員の不祥事に対し、管理者としてみずからを律するため、町長及び副町長に係る給料月額を令和 2 年 1 月から 1 カ月に限り、町長 5 8 万 8, 8 0 0 円、副町長 4 7 万 1, 0 4 0 円、令和 2 年 2 月から 1 カ月に限り、町長 6 1 万 2, 4 0 0 円、副町長 4 7 万 9, 9 2 0 円、令和 2 年 3 月から 1 カ月に限り、町長 6 6 万 2, 4 0 0 円、副町長 5 2 万 9, 9 2 0 円とするものでございます。次のページの条例本文をごらんください。

新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例。新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第 3 条の規定にかかわらず、町長及び副町長に係る給料月額を令和 2 年 1 月から 1 カ月に限り、町長 5 8 万 8, 8 0 0 円、副町長 4 7 万 1, 0 4 0 円、令和 2 年 2 月から 1 カ月に限り、町長 6 1 万 2, 4 0 0 円、副町長 4 7 万 9, 9 2 0 円、令和 2 年 3 月から 1 カ月に限り、町長 6 6 万 2, 4 0 0 円、副町長 5 2 万 9, 9 2 0 円とするものでございます。また、附則といたしまして、施行期日で 1、この条例は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。また、この条例の失効ということで、2、この条例は令和 2 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失うというものでございます。この条例の提案理由及び本文によりまして、町長についてはみずからを律するために 7 万 3, 6 0 0 円の減額、損害を賠償するために 2 7 万 8 0 0 円の減額、副町長についてはみずからを律するために 5 万 8, 8 8 0 円の減額。損害を賠償するために 2 2 万 6, 6 4 0 円の減額を行うものでございます。

なお、この条例によりまして町長、副町長の損害を賠償するための減額の合計額は 4 9 万 7, 4 4 0 円となります。損害賠償額 9 5 万 1, 0 0 0 との差額につきましては、関係職員の自主的な申し出により補填する予定といたしております。以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑……。

2 番、平澤剛太君。

○議員（2 番 平澤 剛太君） この後のまた補正予算についても関連してくると思いま

す。ただ、今、先ほど総務課長の説明の中で、歳入が足りない部分に関しては関係職員の自主返納による補填という形の話がありましたので、それに関係してちょっとお伺いしたい。

今回、国家賠償法をもととして本来の損害を賠償するという意味の中で、先ほどの議案第116号の中で示談が成立して損害額が確定したということになりますが、今回のようなやり方、例えば国家賠償法自体は本来、国や地方公共団体の業務によって受ける損害は高額になるために、被害者を救済するために一つある。そしてもう一つは、行政の実務に当たる職員自身を守るために国家賠償法があるというふうに私は認識してはるんですけども、町長の減給の条例改正並びに委員会の追加資料で出てきましたが、懲戒処分受けられています。これをこれに加えて、また財源の充当をされるのは、何か根拠があってされるんですか。例えば、これ今回の金額、約95万円の金額だからそういう行為ができるのであって、仮にこれが2桁大きな損害額だった場合、個人の自主返納ということで財源の確保につなげるというのは、少し手法として間違っているのじゃないかなと思います、そのあたりの整理を聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず、今回の件が国家賠償法でいいます重大な過失当たるかどうかということが一番重要な部分になってこようかと思います。その部分につきましては、これまで委員会で報告いたしております、この件の経過、そういったものをもって弁護士に相談をする中で、重大な過失と言えるだろうという判断をいただいております。これが確定するかどうかというのは裁判をしてみなければ、それが重大な過失かどうかということとは言えないわけですけども、弁護士の判断としてそういうことを伺っております。そうした中で国賠法の1条1項には公共団体が賠償する、1条の2項には加害公務員に対して求償権を有するというのをうたっております。今回の場合は、加害公務員に対して求償権を行使しているわけではございません。自主的な申し出によって損害額の一部を負担しようとするものでございます。そして、懲戒とその損害賠償、今回、求償したわけではないんですけども、損害賠償に当たる部分をみんなで負担しようということと懲戒の部分につきましては、これも判例がございまして、懲戒部分、それから損害賠償の部分、これは別物だということで判例がございまして。そういったことの判断の中で、このような解決策を見出すといいますか、そういうことに至ったわけではございません。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 先ほど、今回の95万円というものが2桁違えばというふうなことの御指摘がございました。今、ちょっと自治法の改正で、まだ成立したかどうかちょっと未確定なんですけども、賠償請求についてどういった形で今後進むのか、非常に大きな高額の賠償をされて、それが重過失の場合、町長なり副町長なり職員なりに求償されるというケースがございまして。この際に余りにも高額、億単位のお金になってくると

もう払えないじゃないかということがあって、自治法改正により今後条例で定めれば町長については年額の6年分だったと思いますが、副町長については4年分、そして一般職員であれば1年分、これが上限として求償されるというふうな手続になってきております。

また、昨今では職員のほうでそういったものに対応するために保険に入っていくということで対応していくということが今動きとしてはございますので、御報告を申し上げます。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 今後求償される金額については法改正を待たなければならぬわけなんですけれども、今回のこのケース、求償権を行使しないで自主返納という形で話がまとめられています。今後の法改正の動向も流動的だと思いますが、この初めての非常に稚拙な処理から始まった事件だと思っておりますんで、このケースが大きなまた一つの前例になって、そういった自主返納という形が当たり前のようにならない、このケースだからこういう形でまとめたというふうにならないと、今後職員の当然ミスがないのが当たり前なんですけれども、身分を守るという部分で公務員のなり手も少なくなってしまうかなというふうになりますので、きちっとこれはもう今回のケースだということで処理されたと認識したいんですが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 先ほど御説明いたしました求償について法律、あるいは法律に基づく条例で上限を定めれば、上限が年収の1割ということになってくるということでございます。一方で、保険でどれだけ措置ができるかっていう手続も入ってまいります。こういったことになってまいりますと、自主返納をすることで逆にそういった保険の適用が受けられないということも当然考えられますので、今回の事例が前例になるということは、逆に言えばこの法改正なり昨今の状況を考えればなかなか難しいのではないかと考えているところです。

○議長（中井 勝君） そのほか。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） この件について、まず処分の件につきまして、私の記憶によればこういうことはもうごくまれでというか、記憶になくて、職員の処分は停職が何回かございましたけれども、減給という処分は記憶にない。だからそういうものは過去にございましたかということをお尋ねします。

それと、職員2人減給10分の1、2カ月、これが出る根拠はどこにあるものでしょうかということをお尋ねいたします。

次に、賠償についてはありますけれども、先ほどから国家賠償法の件についていろいろ出ておりますけれども、これが本当に国家賠償法に当たるのかなという、当たらないから自主返納ということなんですというふうな聞こえたわけなんですけれども、自主返納の額

もわかってるといふ、きっちりしてるといふような額で、本当にこれが自主返納ということになるのかな。ましてや返納という言葉が、返納、返し納める、これは入ったものを返すということですから、返納という言葉もおかしいんじゃないかなと、寄附じゃないかなと思ってみたりするわけです。職員からもし歳入された部分はどのような項目で受け入れるのかなということも疑問に思いますので、あわせて質問します。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず、額が決まっているという件でございますけれども、この件につきまして、関係職員で集まりました。そして、関係職員がこの件についてどういうふうに考えているかという、まず認識を私のほうで聞かせていただきました。そして、この件をみんなでどういうふうにしたら解決ができるだろうという相談をいたしました。その結果、みんなが何とか自主的な申し出で損害の部分の負担をしていこうということで話がまとまりました。そうした中で、私のほうじゃあ金額のほうをお願いしてもいいかということで金額をそれぞれの方をお願いをいたしました。

そして、今回の自主的な申し出の受け入れにつきましては、歳入上は雑入で受け入れる予定にいたしております。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 減給の処分につきましては、20年の1月の人身事故等で対応した場合には減給10分の1、2カ月ということになっています。また、県内の他の事例でございますけれども、不適切な事務処理を繰り返した、今回の場合は繰り返しているわけじゃないんですけれども、1回の手続の中で何度も不適切なところが行われているというふうな事案に照らした場合は、一般服務違反ということで、減給10分の1、6カ月という事例がございます。また、通常の業務の処理の不適正な事案として、決裁文書を作成せず不適切な事務処理を行ったという事例でございますけれども、減給10分の1、2カ月という事例がございます。

ただ、私もこの中で減給処分が何カ月が適切かというふうなところ検討したわけですが、弁護士とも協議をした中で、やっぱり原因者と監督する者との処分の割合というところでは、原因者のほうが重くなるのが通例であるということ承っております。ただ、一方で今回、職員の方から自主的な返納、手続的には寄附という形になると思うんですけれども、そういった形にしている状況を勘案したときには、著しく負担を強いるということについては慎むべきではないかということもございまして、町長、副町長、1カ月という部分と勘案して減給2カ月というところで処分になっているというところでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑終結をいたします。討論あります。

質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許可します。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 失礼します。議案第117号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について、反対討論を行います。

町長、副町長の給与減額条例であります。管理者としてみずからを律する、さらに賠償のためにみずから給料を減ずることに異論を挟むつもりはありません。しかし、桐岡地区所有の立木伐採はどこに問題があったのか、今後どのように対応するのか、まだ十分に詰められたと思える状況にはなっておりません。そして、損害を賠償するために町長、副町長が49万円余りを負担することとしています。これも賠償額の約半分余りを2人の町長、副町長で負担するので、残りを関係職員で負担せよと言わんばかりの措置ではありませんか。現に残りの金額は数人の関係職員に任意の返納だといって負担をさせようとしています。先ほど議論があったとおりであります。それは住民監査請求をさせないためだとするなら、余りにこうかつな手段ではありませんか。住民参加の地方自治への挑戦とでもいうべきものではないのか、一体任意の返納とは何なのか。国家賠償法の原則は、他人に損害を加えたときに国または公共団体がこれを賠償するということが趣旨であります。それは職員が全体の奉仕者として仕事をするということについて萎縮し消極的にならないように、国や公共団体が賠償することを建前としているものであります。この精神に反するのではないのでしょうか。このようなやり方を進めれば現場に出ることをちゅうちょし、日常業務に取り組む姿勢が消極的になりはしないか危惧されるところであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立13名です。多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

追加日程第1 議案第118号令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の
訂正について

○議長（中井 勝君） 12月6日に町長から提出されました議案第118号、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について、本日付をもって訂正したい旨の申し出がありました。

議案第118号令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の訂正についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。議案第118号令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の訂正についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時57分休憩

午後 0時00分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第1、議案第118号令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の訂正についてを議題といたします。

町長からの訂正理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）の修正動議が可決されましたので、関連する本議案の訂正をお願いするものであります。よろしく願います。（「これ議会関係ないんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（中井 勝君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第118号の令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件につきましては、これを承認することに決定しました。

日程第14 議案第118号

○議長（中井 勝君） 日程第14、議案第118号、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和元年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明申し上げましたが、訂正箇所につきまして総務課長が御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、訂正後の令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

このたびの補正は、桐岡地区の立木伐採に伴います損害賠償と町長、副町長の給与の減額によるもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億6,091万9,000円とする補正をお願いするものでございます。補正額につきましては訂正はなく、補正予算（第3号）の修正動議が可決されたことに伴い、補正前、補正後の額を訂正するものでございます。説明の都合上、2枚めくっていただいて、第1表をごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入の補正でございます。19款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額を70万円増額し、4億8,869万4,000円、補正額に変更はなく、計が4億8,901万5,000円とするものでございます。また、これに伴いまして、歳入の合計の補正前の額を109億6,059万8,000円、計を109億6,091万9,000円に訂正し、補正をお願いするものでございます。

次ページをごらんください。歳出の補正でございます。歳入補正同様、補正前の額及び計がそれぞれ70万円増額となるものでございます。

次ページ以降の事項別明細書におきましては、休憩中に説明させていただいたとおりでございます。同様の訂正を行い、補正をお願いするものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は歳入、歳出、総括一括でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。（「手を挙げたで」と呼ぶ者あり）

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ただいまの説明の中で、70万円の増額という説明をいただいたんですけども、これは減額の間違いではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 補正予算の第3号の歳出が70万円減額に、修正で70万円減額になりました。そのために、4号の補正は補正前の額が70万円増額になるというものでございます。

○議長（中井 勝君） そういうことです。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことです。

そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、11名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 意見書案第6号

○議長（中井 勝君） 日程第15、意見書案第6号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） それでは、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について御説明いたします。

国では昭和45年の過疎地域対策緊急措置法が議員立法として制定され、以来49年の間、4次の過疎対策法の制定で過疎地域に対し一定の成果が上げられてきました。本町においても道路や消雪工の整備でこの法律に基づく過疎対策事業債が充当率100%、後年度交付税措置率70%と有利な起債として運用されております。現在では小又川溪谷やシワガラの滝の駐車場、遊歩道の整備にも活用されております。しかしながら、現在の過疎対策法である過疎地域自立特別措置法は令和3年3月、すなわち来年度末に失効いたします。本町においても今後の町政運営のために、当然新たな過疎対策法が必要であり、以下の意見書を提出するものであります。

意見書案はお手元に配付しておりますが、要点を申し上げますと、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法以来、4次の過疎対策法で過疎地に対し一定の成果が上げられてきた。しかしながら、一方で限界集落や多発する自然災害で過疎地域は深刻な状況に直面しております。過疎地域はその地域のみならず、都市部に対しても多面的な公益的機能を果たしており、その機能の維持は、まさに過疎地域に住む住民が支えているものであります。ゆえに、さらなる過疎対策法を制定され、過疎地域の支援を充実し、その住民の暮らしを支えていく政策を推進することが国民の安心・安全な生活に寄与することに

つながっていきます。よって、新たな過疎対策法を強く要望するという内容であります。

全国の過疎自治体で組織される全国過疎地域自立促進連盟では、去る11月15日、新たな過疎対策法について過疎地域が果たしている役割を評価し、新たな過疎対策の理念を確立すること、地方交付税を充実し、過疎市町村の財政基盤を確立するとともに、過疎対策事業債の対象事業を拡大すること、過疎地域における産業振興、雇用拡大、子育て支援、関係人口創出などの施策の推進をすること、過疎地域のインフラ整備を推進し、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立することなどを決議されました。まさにこのことは本町も望むところであります。

この意見書は、賛成者として重本議員、竹内議員をもって、提出先は安倍晋三内閣総理大臣を初めとする関係省庁の閣僚5名に提出するものであります。以上、よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

提出者に対する質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、政府関係機関に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました意見書第6号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は議長において処置することに決定しました。

日程第16 意見書案第7号

○議長（中井 勝君） 日程第16、意見書案第7号、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）の提案説明をいたします。

この意見書については、全国町村議会議長会で議論され、既に国への要望として決議提出されているものです。本町議会においても、同じ歩調で向かっていきたいとのことから提案いたします。内容については意見書（案）の朗読をもって説明とさせていただきます。お手元にお配りしております意見書（案）をごらんください。

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。このため地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。しかしながら、全国的に町村議会においては議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。こうした中、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになり、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

このような内容で衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官を初め関係大臣宛てに提出するものであります。議員各位の御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） それでは、提出者の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑がありましたらお願いします。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 地方議員のなり手が不足していることは事実であります。しかし、厚生年金に加入することでなぜ議員のなり手がふえるのか、そのところが何の明確な説明もないわけであります。これは、過去ありました議員年金と、こういうものの再来だと私は思っております。現実には報酬が低いために実際に立候補が少ないのが現実ではないでしょうか。そのことを避けて将来厚生年金がもらえるからとか、そういう形で話が進むはずはないと思うんであります。そして、現実には報酬から厚生年金の年金保険料も取られるわけで、ますます生活が苦しくなるのが目に見えるようであります。こういったことについて、国民的にはやっぱり問題があるという話になってくると考えるとここにあります。したがって、その点についてどういうお考えなのか説明してください。

○議長（中井 勝君） 平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） まず、このたびのこの意見書の中身については報酬について触れておりません。したがって、議員のなり手不足の解消、それにかかわる原因を

もし仮に報酬に求めたとするのであれば、また別の意見書の提案ということが必要になってくると思います。このたびの意見書（案）の中にはまず報酬については触れていない。これは当然内容を整理する中で触れていないものであります。

御指摘いただきました廃止された議員年金については、あれは本来、もともと国民年金など共済年金、それぞれ加入している年金に上乘せする形での議員年金の制度だったと認識しております。したがって、一般の住民の方以上に議員が手厚く配慮されているという批判の中で廃止されたと考えております。その点でいいますと御指摘の内容には適用されないのかなと思います。

さらに、なぜこの厚生年金の加入することによってなり手がふえるのかということになりますが、副業を持っていない、兼業していない町会議員、町村議会議員にとっては年金制度、支払っている年金は国民年金であります。従前、議員になるまでに厚生年金に加入していた内容から国民年金に切りかわり、国民年金自体は、やはり金額として年金支給額が低い。そういった中で、従前から天引きされていた厚生年金にさらに継続ができるのであるならば、老後の資金であったり、その後の生計の糧になるのではないか。その部分で切れ目ない厚生年金の適用を望まれる、そのように考えてのこの意見書の提案であります。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） そうしますと、要は厚生年金の保険料ってのは議員だけが払うんですか。これ普通は公務員の場合、共済年金なんですけども、いわゆる労使の関係があって、それで半分ずつ負担をするっていうような形になるんですけども、もしそうなれば議員は役場から雇われているのか、こういう雇用関係が発生するんでしょうか。私は、それから役場のほうから公的な、いわゆる税金で年金の半額が負担されるのか、こういったことについてはどう、これを提出する以上は詳細にわたって検討されると思いますので、教えてください。

○議長（中井 勝君） 平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） まず、加入資格については地方議員をみなしの職員とする内容で制度を整えるように検討されております。したがって、当然財源としては年金保険料の半額は公費、税金から負担されるということになります。しかし、議員は自治体と労使関係あるわけではありませんので、職員というわけではありません。その部分については、労使関係発生しないと。その中でどのように適用していくかを考えた中で検討になっております。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 中身がはっきりしないような、みなし公務員ですか、何だかそういう話をしながらこういう意見書を提出すること自体がおかしいんじゃないですか。実際にそしたら半額なら、いわゆる私は役場に雇われたあればありませんので、そういったところがきちっと整理された上で意見書ってのは出すものじゃないですか。

その点はどうお考えですか。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 現に、我々はもう既に報酬の中から町県民税、住民税を特別徴収の形で天引きされております。特別徴収義務者は通常ですと労使の関係が発生するんですが、我々もう既にみなしの状態で手続が進んでおりますので、その点と同様に考えていただいたらいいのかなと思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） この議員間での議論があるとおり、この議会内でさえもまだ一致していないという課題であります。そして、なおかつ住民の皆さんはこういうことが進められているということさえもまだ知らない人のほうが圧倒的に多いのではないのでしょうか。ですから、こういう先ほど報酬の問題ではないという議論もありましたが、議員の年金制度のあり方だとか、あるいは報酬のあり方だとか、また提案の理由として、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっていると、こういう認識が本当に住民と一致できているのかと。恐らく報酬審議会で議員の歳費を上げようという提案がされてもなかなか同意が得られないのは、やっぱりそういう基本的な認識の合意ができていないのではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 既に議員のなり手不足というのは近々の課題として多くの町村の中で出ております。特に現役世代また女性からのなり手というものが無い。この中の一つの解消として考えていただきたいと思っております。確かに厚生年金加入にかかわる方向性についての住民周知という部分は足りないかもしれませんが、全国的な議員のなり手不足という部分については、恐らく多くの住民の共通認識だろうと考えております。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑を終結します。平澤議員、御苦労さまでした。

それでは、質疑を終結しましたので、討論に入ります。

まず最初に、本案に対し反対者の発言を許します。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） それでは、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出についてであります。先ほど平澤議員よりの説明をいただきました。しかしながら、答えに対しての、いわゆる問いに対しての答えは極めて曖昧であります。

税金から新たな公的な負担を求めるそういう可能性もあるという話でありますし、このことにつきまして、やはり全会一致を求めるべきだと、こういう異論が出てる以上は、私は採択にはするべきではないという思いであります。

そして、地方議員のなり手不足というのはもっともいろいろな方面できちっと考えるべきだと。単なる厚生年金だとか、そういう問題だけではなしに、やはり議会に対するいろいろと住民の信頼とか、そういうことを含めてきちっと考えて、その上で何がこのなり手不足を解消するのか、こういったことについてきちっと議論を重ねた上でこういう意見書は出すべきだと思います。

それから、厚生年金制度への地方議員の加入はやっぱり住民的には理解を得れないと。これほど不景気で皆さんが、町民が苦しい生活をしてるのに議員が何ですかという声が出てきそうであります。したがって、このような意見書には私は反対をいたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。ありませんか。

1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） ある一定の方向づけができてる意見書だということで、賛成の立場でさせていただきます。

労使はみなしということも先ほど説明の中でございましたが、後々、ある一定の年齢が来て、ある議員さんから、私は聞いたことを述べさせていただきます。議員が済めば、65を過ぎれば国民年金しかないというような言葉が各地の議員さんからも聞いております。ならば、ある一定の年齢が来て70であっても厚生年金がプラスされるようなシステムを構築ができるまず準備段階として皆さんの御理解をいただけたら私は幸いかなという思いで御協力を願いたいと思います。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（中井 勝君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

それでは、これから採決に入ります。

採決は、起立により行います。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会及び政府関係機関に提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、12名であります。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を国会及び政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました意見書第7号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置することに決定しました。

日程第 17 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（中井 勝君） 日程第 17、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務産建常任委員長から、議案第 98 号、新温泉町ふるさとづくり寄附条例の一部改正については審査が終わっていないため、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議案第 98 号については、総務産建常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第 98 号については、継続審査に付することに決定しました。

日程第 18 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（中井 勝君） 日程第 18、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出が出されておりますので、これを承認したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり承認することに決定しました。

○議長（中井 勝君） お諮りします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

第 97 回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る 12 月 4 日の開会以来、本日まで、条例の制定、改正及び補正予算の重要な行政課題について審議してまいりました。

審議に当たっては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論が得られたものであり、その精励に対し、深く敬意を表します。

また、町長を初め執行部の皆様におかれましては、審議の過程での意見並びに提案を十分に尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう強く望むものであります。

年末年始を迎えます。慌ただしく一段と寒さの厳しい時節になってまいりますが、議員各位並びに町当局の皆様におかれましては、御自愛をいただき、町政進展のために御努力を賜りますよう御祈念を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

では、町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 12月定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、追加議案を含め私どもの提案させていただきました議案に対しまして慎重なる御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

歳末御多忙の折、寒さも一層加わってまいります。議員各位におかれましては御自愛の上、町政のさらなる進展に向け、一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、御家族とよい年を迎えられることを心より念じ、お礼の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（中井 勝君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第97回新温泉町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後0時33分閉会
